

第16号議案

令和8年度京都府流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度京都府流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町	京都市、宇治市、宮津市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、精華町及び与謝野町
(2) 年間総処理水量	114,036,000立方メートル
(3) 一日平均処理水量	312,427立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
ア 桂川右岸流域下水道事業	水処理施設 一式
イ 木津川流域下水道事業	水処理施設 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 流域下水道事業収益		15,256,596千円
第1項 営業収益		8,442,385千円
第2項 営業外収益		6,814,211千円
	支	出

第1款 流域下水道事業費用 15,123,701千円

第1項 営業費用 14,806,272千円

第2項 営業外費用 317,429千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,289,506千円は、損益勘定留保資金等1,289,506千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 6,007,754千円

第1項 企業債 2,245,000千円

第2項 出資金 336,004千円

第3項 負担金 1,057,250千円

第4項 補助金 2,369,500千円

支 出

第1款 資本的支出 7,297,260千円

第1項 建設改良費 4,872,171千円

第2項 企業債償還金 2,425,089千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道事業営業費用	令和8年度から令和9年度まで	1,574,000

令和8年度流域下水道事業建設改良費	令和8年度から令和11年度まで	10,621,000
-------------------	-----------------	------------

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良資金等に充てるため。
限度額	2,245,000千円
起債の方法	証券借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）
利率	年10.0%以内
償還の方法	<ul style="list-style-type: none"> (1) 偿還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 (2) 偿還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 (3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	513,414千円
-------	-----------

(他会計からの補助金)

第9条 減価償却費、企業債利息及び高度処理に要する経費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,575,673千円と定める。

令和8年2月4日提出

京都府知事 西脇 隆俊